

主要な論点

- 1 保険者機能を発揮することなどを目的に、政府管掌健康保険を民営化したが、当初の目的どおり、保険者機能の強化が図られているのか。

(参考) 支部ごとの保険料率： 最低 9.26% ～ 平均 9.34% ～ 最高 9.42%

※ 保険料率は、年齢構成や所得の違いを補正した上で、地域ごとの医療費の差に応じて支部ごとに算定。

20 年度の健診実施率： 29.2% (目標 54.4%)

- 2 協会発足前の旧社会保険庁時代と比べ、本部及び支部の企画部門の職員が増加しているが、何故か。

支部間の競争や各支部の創意工夫など、支部ごとに企画部門を設けた効果が具体的に挙がっているのか。

(参考)	旧社保庁	20 年 10 月	現在
本 部	: 25 人 (※1)	→ 82 人	→ 85 人 (常勤)
支部の企画部門	: 約 200 人 (※2)	→ 541 人	→ 491 人 (常勤)
	(1 支部当たり 約 4 人	11.5 人	10.4 人)

※1 旧社会保険庁の医療保険課の人数であり、管理部門（人事や経理等を別途担当するセクション）の人数（年金関係も含め約 130 人）は勘案していない。

※2 旧社会保険事務局・旧社会保険事務所の管理部門の人数（年金関係も含め旧社会保険事務局約 1,200 人、旧社会保険事務所約 2,200）は勘案していない。

- 3 被保険者に対する特定健診などの保健事業は、協会発足時に、それまでの委託形式を改めて協会の直接実施としたが、効率的に運営されていると言えるか。

(参考) 保健事業に従事する者 常勤 163 人 非常勤 1106 人
(1 支部当たり 3.5 人 23.5 人)

(次ページに続く)

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する運営費交付金、補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切な体制であるか。

（参考）

ラスパイレス指数：95.9（平成21年4月）

常勤役員に占める国家公務員出身者：3人／7人

※ 理事2名は協会発足時（20年10月）に旧政管健保からの業務継続性の観点から任命。
監事1名は大臣任命。

本部：4部1室15グループ、職員数：130人（常勤）

支部：47支部、職員数：2,145人（常勤）

※ 22年1月に国から船員保険事業の一部を引き継ぎ。

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。不要なものは整理すべき。

（参考）

・不動産は所有していない。

全体像

- 協会けんぽは、医療保険制度の保険者であり、予算のほとんどは、医療保険の給付と、法律により負担が義務付けられている高齢者医療制度等の他制度への拠出金で占められている（予算：H22 年度 8 兆 887 億円）。

これら保険給付・拠出金は保険料で基本的に賄われ、国からの財政支出は、給付額等に応じた定率補助となっている。今後、協会が保険者機能を発揮して、医療費の適正化を進めることが重要な課題。

- 協会けんぽは、保険給付に伴う業務として、被保険者証の発行業務に加え、医療費の適正化に向け、レセプト審査・ジェネリック医薬品の使用促進などに取り組んでいる。

これらの事業に要する費用は、保険料で賄われている。

※平成 22 年度予算では、広報経費に対する一時的な国の補助あり（2 億円）

(参考) レセプト審査関係	H21	→	H22
予算	75.5 億円		54.4 億円
※レセプト審査に従事する常勤職員 265 人（全常勤職員の 12%）の人件費は別途一般管理費に計上			

- また、加入者の健康を守り、将来の医療費の抑制を図る観点から、健康診断等の保健事業に取り組んでいる（予算：H22 年度 853 億円）。健康診断の受診率は目標 54% に対し、3 割程度にとどまっている。

保健事業は基本的に保険料により賄われるが、他の保険者と同様、国から、健診の実施件数に応じた補助が行われている。

(参考) 保健事業関係	H21	→	H22
予算	747 億円		853 億円

※このほか、保健事業に要する経費として、一般管理費に約 18 億円（常勤職員人件費及びシステム経費分）を計上

- 一般管理費（予算：H22 年度 274 億円）は、常勤職員の人件費、システム経費等であり、国庫補助は被保険者数に応じた補助が行われている。

《組織体制》

- 組織体制に関しては、旧政管健保当時の社会保険庁と比べて約 100 人（保健事業を除けば約 200 人）が削減されてスタートしたが、現在の体制は効率化が十分か。

（参考）職員数の比較

- ・旧政管健保当時（社会保険庁）

約 2,200 人（常勤） ※ 非常勤：約 1,500 人

- ・協会けんぽ（平成 20 年 10 月）

2,100 人（常勤） ※ 非常勤：2,312 人

うち社会保険庁からの採用は約 1,800 人、民間採用は約 300 人。

なお、約 1,000 人（常勤 140 人、非常勤 852 人）は特定健診などの保健事業を直接実施することにより、管理部門をスリム化（常勤を 50 人減）した上での外部委託からの切り替え。

- 特に、保険給付等の業務に関わる職員を大幅に削減した一方で、旧社会保険庁と比べ、本部・企画機能を強化する観点から、本部及び支部の企画部門が大幅に増加しているが、

- ・その理由は何か。人数は適正か。
- ・また、支部間の競争や各支部の創意工夫など、支部ごとに企画部門を設けた効果が具体的に挙がっているのか。

（参考） 旧社保庁 20 年 10 月 現在

本 部 : 25 人（※1） → 82 人 → 85 人（常勤）

支部の企画部門：約 200 人（※2） → 541 人 → 491 人（常勤）

※1 旧社会保険庁の医療保険課の人数であり、管理部門（人事や経理等を別途担当するセクション）の人数（年金関係も含め約 130 人）は勘案していない。

※2 旧社会保険事務局・旧社会保険事務所の管理部門の人数（年金関係も含め旧社会保険事務局約 1,200 人、旧社会保険事務所約 2,200）は勘案していない。

- 今年度、総報酬割の一部導入で負担能力に応じた分担を図ることにより財政力の強い保険者に負担をお願いし、これによって生じる国費によって国庫補助率を引き上げるなどの特例措置を講じなければならないほど、財政が逼迫している状況であるにもかかわらず、業務経費や一般管理費の効率化が不十分ではないか。

（次ページに続く）

(参考) 業務経費（その他保険給付等の経費（健診等の保健事業費を除く））

	195 億円	→	170 億円 (△ 25 億円)
一般管理費	285 億円	→	274 億円 (△ 12 億円)

(参考) 人件費 (22 年度、健康保険勘定)

一般管理費 (2108 人 (2100 人の職員、8 人の役員) 分の人件費) : 153 億円
 業務経費 (2846 人 (2747 人の非常勤、99 人の臨時職員) 分の人件費) : 66 億円
 ラスパイレス指数 : 95.9 (21 年 4 月)

《保険者機能（その他事業）》

- 保険者機能の発揮、事業主・加入者の意見の反映、民営化による効率的運営などを目的に、平成 20 年 10 月に、政管健保（政府管掌健康保険）から協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）に移行して、全国健康保険協会が設立されたが、この民営化により、当初の目的通り、業務や組織体制の効率化や機能強化が図られているのか。

(参考) 健診 (40 歳以上被保険者) の実施件数 (月平均) :

32.7 万件 (20 年度 (4~3 月)) → 38.2 万件 (21 年度 (4~12 月))

支部ごとの保険料率 : 最低 9.26% ~ 平均 9.34% ~ 最高 9.42%

(参考) 旧社保庁 20 年 10 月 現在

本部 : 25 人 → 82 人 → 85 人 (常勤)

支部の企画部門 : 約 200 人 → 541 人 → 491 人 (常勤)

※1 旧社会保険庁の医療保険課の人数であり、管理部門 (人事や経理等を別途担当するセクション) の人数 (年金関係も含め約 130 人) は勘案していない。

※2 旧社会保険事務局・旧社会保険事務所の管理部門の人数 (年金関係も含め旧社会保険事務局約 1,200 人、旧社会保険事務所約 2,200) は勘案していない。

- 協会けんぽは医療費・レセプト件数の 3 分の 1 を超える大きな保険者団体であり、保険者の立場でレセプトの点検を行っているが、レセプト点検をアウトソーシングすることにより業務の効率化を図ることはできないか。
- 民営化し保険者団体となった以上、レセプト点検以外にも医療費の抑制のために保険者としてさらなる経営努力が必要ではないか。

(次ページに続く)

《保健事業》

- 発足時に、それまで特定の財団法人に委託していた被保険者に対する特定健診などの保健事業を直接実施することとし、約 1,000 人（常勤は 140 人）の保健師等の新規採用を行ったが、実際に効率化は図られたのか。

(参考)	旧社保庁（社会保険健康事業財団に委託）	平成 21 年度
職員数	： 常勤：約 190 人（非常勤：約 850 人）	常勤：146 人（非常勤：989 人）
健診件数	： 32.7 万件/月（20 年度）	38.2 万件/月（21 年度（4～12 月））
特定保健指導件数（初回面接実施者）	：	
	6,327 人/月（20 年度）	10,699 人/月（21 年度（4～9 月））
予算額	： 705 億円（※1）	747 億円
一件あたり費用（※2）	： 約 17,000 円	約 15,000 円

※1 平成 20 年度の予算額は、20 年 9 月までの社会保険庁における予算 371 億円と 10 月移行の全国社会保険協会における予算 334 億円を合算。

※2 効率性の比較のため、特定保健指導を概ね特定健診の 3 倍の単価として、関連費用も含め、便宜的に計算したものであり、実際の健診費用を表したものではない。

(参考)

予 算	H21 予算 747 億円	→	H22 予算 853 億円	(14%増)
一般健診受診者数（見込み）	約 463 万人	→	約 464 万人	(0.2%増)
一般健診の単価	9,713 円	→	11,164 円	(15%増)

協会けんぽの財政構造(イメージ)

- 加入者・事業主の方々の保険料を原資として、加入者の医療費、高齢者の医療費への支援、健診・レセプト点検等の保険者機能の発揮のための事業等を実施。
- 保険料は、給与・賞与に対して定率で算定。
保険料率は、毎年度の医療費の見込みを賄えるよう設定される。
- 協会けんぽは、主に中小企業が対象であり、財政力が弱いことから、医療給付費や各種拠出金に対し、定率の国庫負担が法定されている。

